



マッセ・市民セミナー（NPO法人ちゃいるどネット大阪共催）

「子どもの権利にかかる理念と保育のあり方」

開催日：平成25年6月14日（金）

会 場：大東市立市民会館 大会議室





「子どもの権利にかかる理念と保育のあり方」

森田 明美 氏
（東洋大学社会学部 教授）

はじめに

今日のテーマ、これはちょうど昨年の今頃でしたか、全保協から全国の保育所に配布されている『全保協通信』に、「保育所に求められる子どもの権利の視点は何か」ということで書かせていただきました。

昨年の今頃は、民主党政権と子ども・子育て新制度がどうなっていくのか不明な時期でありましたが、保育の中で一番大事なことというのは、子どもたちが育つということをどう具体的に私たち保育に関わる者たちが支えていくのかということだと考え、私は久しぶりに全国の保育士に子どもの権利の視点を明確にしたメッセージを書きました。もしお読みでない方がいらしたら、今日の話に合わせて読んでください。

皆さんも多分何度もお話を聞かれたと思うのですが、私も若い頃ですが、皆さんの大先輩である鈴木祥蔵先生に保育の手ほどきを受けました。今から20～30年前の話ですね。ちょうど1989年に国連が子どもの権利条約を採択し、鈴木先生も私たちと一緒に子どもの権利条約の日本の批准、また日本の子どもたちの取り組みへの具体化、特に保育の中での実施ということをお話しくださっていました。

私は児童福祉が専門ですので、保育の中でも保育所、あるいは児童福祉領域の中での保育政策や保育実践に関する研究をしております。そういう意味で今日お話しすることは、最初のタイトルのところに書かせていただいたように、子ども・子育て会議とか、子ども・子育てシステムを考える時に議論されたことを手がかりにして、子どもの権利条約は何を実現しようとしていたのか、子どもの権利の視点に立ったこれからの保育の在り方を一緒に考えてみたいと思います。



1. なぜ新システムの議論が必要であったか？

1-1. 保護者への子育て支援と子ども支援の違い

なぜこの時期に新システムの議論が必要だったかということをもまず考えみましょう。私たちは「保護者とともに」とよくいいますが、解放教育・保育の中で行われてきたことは、実は子ども自身の成長発達というものが家族や地域の状況から決まってくるので、子どもたちを支援するということと、家族やあるいは地域をよくしていく、支えていくということを一体的に考えていかねばならないということでした。

でも、実は保育所保育とか、あるいは幼稚園教育というのを考えてみると、保護者支援というのはつい最近入ってきた概念なのです。皆さんが、受けられた保育者養成とか幼稚園教諭の養成カリキュラムの中では、保護者支援とか家族支援などを勉強しましたか。

子どもの成長発達とか、あるいは子どもの遊びだとか、そういうことは勉強したけど、保護者支援というのはここ10年ほど前によく保育者養成カリキュラムに入った科目です。この中にも若い方がいらっしゃるので、若い方の中には、私は家族援助論を学びましたという方いらっしゃるかもしれません。

今こうした時代になってきてみると、保護者支援と子ども支援というものの持っている意味とその違いが分かってくるわけです。究極は子ども支援なのです。何のために保護者を支援するかといったら、よりよい子育てを実現してもらうための保護者を支援するわけです。しかし、そのプロセスとして保護者支援、親支援というものを意識化しておかないと、子どもだけを支援してもなかなか子どもの育ちがよりよいものになっていかない。だから、子ども支援と子育て支援。子育て支援だけというとなんか何をしようとしているのか分からなくなってしまいます。

子ども支援と保護者支援は、一緒のように見えて実はきちんと区別して考えていかなければいけない問題。実は、子どもの権利の視点から見ると、この保護者支援というのは非常に微妙な位置にある支援なのです。

保護者というのは、子どもの権利の視点というのを必ずしも持っているとは限らない。だから、いくら保護者を支援しても、救済されない子どもがいるのです。虐待を受けている子どもが典型です。そういう場合には、苦渋の決断で親子を分離するわけです。





これが、実は子ども支援と子育て支援。分かりづらいから、子ども支援と保護者支援というようによく分かると思うのです。子育て支援という、あたかもその中に子ども支援も含まれているというような概念でよく使われてしまうので、わけが分からなくなってしまう。親の支援をしてれば子どもを支援できるというような、曖昧なところに自分を置いてしまわないようにしてください。

1-2. 国際社会の共通課題への日本の挑戦

国際社会の共通課題、ちょっと国外へ出ていきます。子どもの権利条約というのは、具体的には1989年に国連で採択され、そして日本は94年にこれを批准しました。5年後です。その時にこの子どもの権利条約という条約を多分皆さん勉強しましたね。子どもの権利条約という国際条約は、日本国憲法の次に日本の全ての法律や施策を規定していく土台になる考え方だと。今土台になっている日本国憲法がふらふらしていますので、子どもの権利条約、国際法が揺らぎそうな感じなのですが、日本国憲法があり、その上に子どもの権利条約という国際法があり、そしてそれにのっっているいろいろな関連の法律ができていく、これが基本的な考え方です。

ですから、日本が1994年のこの子どもの権利条約を批准した後は、さまざまな形で日本の法律の中にも子どもの権利条約という考え方を具体化してきました。残念ながら少しだけ、全面的にはありません。これはまた後でお話をします。でも、今回の新システムの議論で二つ大きな課題が残されたのです。あまりこのことをはっきり言われてないのですが、とても大事なことです。

第1に、出生時からの教育格差をなくすこと。皆さんのような、家庭でいろいろな問題を抱えている子どもたちの保育支援をしてらっしゃる方なら、よく分かると思います。子どもたちが生まれながらの格差の中で生きていく。これを断ち切るのが教育であるし福祉です。これが基本的に世界の中で考えられている考え方です。

ですから、具体的には出生時からの教育格差をなくすためには、利用する幼稚園や保育所の施設によって受ける内容の差があってはならないのです。日本において、幼稚園教育要領と保育所保育指針とは3歳以上の教育内容は一緒に作られています。けれども学校教育として位置づけた幼稚園と、保育所の教育



内容が違おうとしたら、これは教育格差です。許されないことです。だから、解放教育や解放保育の中では、地域の中で幼保を一体化していくということ、努力されているし、されてきたと思います。これが基本でなければいけなくて、先ほどの話のように総合こども園が挫折したということは、日本の中でいうと本来出生時からの教育格差をなくそうとしたこの考え方が、挫折したということです。

皆さん養成校で勉強を必ずしたと思うのですが、アメリカでは1964年、今から50年も前の話です。この貧困からの脱出のためにヘッドスタートプログラムという、生まれた直後からの教育プログラムをつくって、徹底した乳幼児期の教育を実施しています。こうした国と比べて、果たして日本は今どうかということです。一番大事な今後議論にしなければならないことと思っています。

第2には、誰もが必要とする時に保育を利用できるようにすることです。これも日本の中でいうと、大阪の中でもいつでも保育所や幼稚園に入れるという地域と、まだなかなか幼稚園、保育所に入りたいたい時に入れたい、こういう地域がでこぼこしているだろうと思います。日本では都市部を中心にまだ入りたいたい時に入れなくて待機している子どもたちがたくさんいて、そのために新しい保育所をつくる計画がつけられています。

誰もが必要とする時に保育を利用できるようにしようということは実は今回一定の方向性が実現したのです。量的なサービスはまだまだ足りないのです。しかし、考え方としては、先ほどの教育格差の問題よりはこちらのほうが進みました。どういうふうに進んだかといいますと、保育所や幼稚園をどれぐらいの量を必要としているかという認定を全ての子どもたちにしましょう、そしてその認定に従って利用できるように整備しましょうということです。

サービスがないと利用はできません。しかし、考え方としては、全ての子どもたちに、あなたは何時間利用できる、あるいはどういう保育を利用する。多分こういうことを先ほどお話があった子ども・子育て会議のところで、これから決めていかなければならないことになります。さあ、これは大変なことです。大変なことですけれども、全ての子どもたちが利用したい施設を利用できるようになる、あるいはできるようにしなければならないということがとても大事なことです。これが二つ目です。





2. 新システムが目指した社会

新システムが目指した社会は、どんな社会だったのでしょ。

まずは、すべての子どもに良質な成育環境を保障して子どもを大切にす社会、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、仕事と子育て、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会です。これが目指した社会ですが、実現は難しいです。この新システムの議論は、前の自・公政権の時から始まり、民主党政権に引き継がれ、自公政権に議論が引き継がれているシステムです。だから、よく注意していただきたいのは、同じ言葉が使われていても、その言葉の中に込められている意味が違うのです。

例えば、私たちは「子どもの権利」という言葉を使います。しかし、子どもの権利という言葉の中に含まれている意味を私たちが共有しない限りは、それが強制的な考え方になってしまったり、本当の意味で子どもの権利という視点にならないのです。例えば、一番分かりやすいのでいえば、前の自公政権の時の児童手当が民主党では子ども手当に変わり、また児童手当に変わりました。しかし、金額も出し方も違います。同じ言葉で語られていても中身が違っているというのは、これは分かりづらいことだと思います。

ですから、皆さんもこれからいろいろなことを考えていく時に、政権が変わることに私たちが遭遇したということ、これは世界的に言えば当たり前の社会です。いいものは続けし、悪いものは崩れる。いいものを常につくり上げていかなければいけない。私たちは、子どもたちに対して責任を持ってしなければいけないことだと思っていますので、そういう意味では、言葉の持っている意味が、あるいは政策の持っている意味とまったくいいかもしれませんが、その時々が違うということもしっかり押さえておかなければいけないことです。

3. 新システム議論で問題にされた重要な視点

3-1. 子どもと子育て支援を必要とする家庭すべてに提供する 一市民参加の自治

では、新システムの中で問題にされたいろいろな視点は、どのようなものだったのでしょうか。

私はここに六つ出しました。これは新システムの議論が始まってずっと出てきていたものです。例えば子どもと子育て支援を必要とする家庭すべてに提供

していくということ。エンゼルプランがはじまった94年ぐらいから、保育というものは保育に欠ける子どもたちだけではなくて、在宅の親子でもこれは必要だということに変わってきました。それと同じことですけれども、それを更に一層進めていくということの中で、市民参加というものが非常にうたわれるようになってきました。特にここでは基礎自治体（市町村）というものが重視されます。

今日も大阪府の方がおっしゃっていました。基本的には府というのは、国と基礎自治体をつなぐ役割です。これからの子ども・子育て会議は、各基礎自治体でつくられていく。これ実はできる規定です。だから、つくらなくてもいいといえば、そうなのです。それでは、つくらなかつたらどうなるかといったら、国のものをそのままやるということになります。だから、なぜそのようにできる規定なのかというと、よほどのことがない限り、分権自治を原則とする社会の中でいうと、基礎自治体を縛るこういった法律というのはつくれないからです。今後は、基礎自治体が頑張らないと、国の言いなりということになります。

3-2. 利用者の負担額の公平性 ―一元的給付

是非皆さんも内閣府のホームページを見てください。今よく引用されている横浜市の例です。横浜市の林市長とは、子ども・子育て三法について衆議院での審議時に私も横浜市長も参考人でしたので、横浜市でおつくりになったさまざまな施策というのを聞きました。その中で私は一番よく考えられたなと思ったのが利用者の負担の公平性の問題です。

横浜保育室があるというのは、多分ご存じですね。東京の認証保育所と同じように、横浜保育室があるのですが、東京とは随分違うのです。5万8,000円ぐらいが横浜保育室の利用料です。一日に1時間、あるいは一日に2時間、一日に3時間、いろんな働き方がある。例えば一週間に2日間、一週間に3日間といった働き方もある。子ども自身に何日保育が必要かというのもあります。保護者が子どもと一緒にいたい時まで引き離す必要はないのです。

そうすると、一体子どもにとって、何日何時間の保育が必要なのかと考えてみると、保育所は入れないか、入れたらフルに使えるというふうな制度しかないとしたら、これは保育サービスの供給体制としておかしいのではないかと思います。つまり、働き方あるいは保育の利用の仕方として、



具体的には、例えば赤ちゃんや、あるいは低年齢、特に3歳未満の子どもだったら、例えば週に3日間働きたい。そういう時に週に3日間の預かりというのできていいのではないか。その時に施設をどのように使うか。その中で具体的な保育料というのを決めていいのではないかとこのことです。

例えば、今までだと公立あるいは認可保育所は、あるいは公立の幼稚園は安いけれども、企業やあるいはほかのサービス、保育サービスは高い。要するに政府としてのこのさまざまなサービスの体制が、保育料、利用料の体系もばらばらにしている。これが分かりづらいし、保護者にとってみれば理不尽な形になっている。だから、利用料を一緒にしていく。そのための工夫がされているのです。

丁寧にお話しする時間がないので、是非ご覧いただきたいのですが、そうした制度を考えられているのはすごいなと思いました。企業の責任者をやってこられた方ですので、そういう意味ではそれがよく生きる場所です。つまりサービスに対してきちんと利用料を払っていくとすれば、同じサービスなら同じ利用料を払う。これを実現したい。分かりやすいサービスのシステムをつくりたいというのは、とてもすぐれた考え方と思いました。

しかし、私の話を聞いた後で、林さんはおっしゃったのです。「先生がおっしゃるような質の向上のための指導、あるいはそこで権利侵害が起きた時の救済システム、企業の時には、当たり前前に苦情を受け付けるとか、あるいは質を上げるとかということをやっていたのに、保育ではそんなことを考えていませんでした。早速検討します」とおっしゃっていました。商品だったら必ず苦情があるし、質の向上をするための品質の管理ってあるではないですか。なのに、保育にはなぜなかったのか。林市長は私の話を聞いたら、すぐにそうやっておっしゃっていました。この方は消費者・市民の側に立てる方だと思いました。

3-3. 制度を分かりやすくする—幼保一元（体）化

現在の幼稚園と保育所も分かりにくいです。今度の認定こども園というのは、昔の認定こども園と今度の認定こども園と一緒になのか、違うのか、分かりづらいですね。加えて小規模保育といったあらゆる多元化したサービスが今入ってきています。多様な補助金と複雑な利用申請、利用料の体系は利用者には分からない。



認定こども園は内閣府が担当します。これまでの保育所を担当していた厚生労働省でも幼稚園を担当していた文部科学省でもないのです。内閣府は、男女共同参画などを担当しています。ここに30ぐらいの管掌している部署があるのだそうです。今回子ども・子育てシステムの議論を内閣府が担当していますが、そこにこの今回子ども・子育てのシステムを担当する部署もつくるのだそうです。ここが実はこれから幼保の一元化を具体的には進めていく部署になっていくのです。認定こども園も知らない間にもう800ぐらいになっています。3年ぐらい前の時には450とか500でしたから、徐々に徐々に増えてきています。

しかも、ここで認定こども園保育要領という保育内容がここで定められることになっています。認定こども園保育要領というのです。これは幼保一元化の保育内容です。さきほどお話ししました教育の基準につながりますが、室長は「この認定こども園の保育要領は、私たちがこれから目指す保育の共通観念です」とおっしゃっていました。

幼保の一元化は、総合こども園という形では実現しなかった。しかし、保育内容としてはもう具体化したものをつくった。世界的には多分そういうアピールをしていくのでしょうか。そして、国内でも、教育格差というものは許さないということを官僚としては言っていくのだらうと思います。

これは不思議なことで、北欧を中心とした国々はそれを現場が要請して具体化していくのですが、日本は官僚がそれをリードし、そして現場は足を引っ張る。幼保一元化の問題というのはもう大正時代からずっと必要だと言っているわけです。何を目指してきたのかと考えれば、まさにその教育の違いをいわゆる出生格差にしない。そこは最も重要なポイントだったので、ここを忘れてはいけないということで、今回出されている認定こども園保育要領について、私は注目しています。しかも、それを一つの手がかりにして、各地域では幼保を一元化するために格差を許さないという取り組みをしなければいけないと思っています。

3-4. 福祉と保育（養護と教育）の総合的な提供 —子ども支援と子育て支援の一体化

福祉と保育の総合的な提供というところで、今回「保育と幼稚園教育」とい





う、とんでもない差別的な言葉が生まれてしまったのです。保育という概念は、教育と養護を一体化した概念であった。そこを区別するために、結局は差別につながるようなこの概念をつくり出してしまったということは大きな問題だと思っております。

ただ、そんなことばかり言っても始まりませんので、この子ども支援と子育て支援の一体化をして、特に保護者を支援していく福祉的な支援と教育と養護を総合的、継続的に支援していくという視点をメインにしなければならぬということなのです。

3-5. 働きやすさと子どもの発達の保障

そして、5番目に働きやすさと子どもの発達の総合的な保障の必要性です。

育児休業を3年まで延ばせるようにすると安倍首相が主張しているわけですが、3年休むということを職場が許せるのかということと、本人たち自身も3年間休んで、その後また復帰するだけの気力と専門性が持続できるのかという問題がそこには関係しています。

むしろ、今は保育所が足りないために1年間の育児休業もとれなくて、保育所が入りやすい4月に0歳で切り上げている人たちが、増えています。こんな社会の中で3年間に延長するというのを打ち上げたこの根拠ってどこにあるのかということが今問われているのです。目指さなければいけないのは、子どもを育てながら働ける安定した就労機会の保障、賃金が保障されることだと思う。特に、最近では保育士が不足してきて、保育士の賃金の見直し、雇用条件の見直しということがようやく始まっています。

これだけ保育所増やせば保育士が足りなくなるのは当然です。全国では60万人ぐらい保育士の資格を持っているが在宅で働いてない人や、あるいはほかの職種についている人たちがいるらしいので、その人たちが保育所で働いてくれば、必要な保育士を46万人確保できるそうです。そこでも適切な賃金と家庭生活とのバランスが取れる安定した就労の時間が確保されない限りは、なかなか働けません。

3-6. 子ども予算の確保 —社会的な承認

そして、最終的に子ども予算の確保ということなのです。この子ども予算の確保



というのは、日本は高齢者の特に医療費に対する必要経費が高くて、なかなか子ども施策にお金が回らない。その回らないところをどうやって承認を受けるのかということで、先ほどもお話がありましたけれども、消費税が10%になる時に当面0.7兆円のお金を子どものシステムに使われるような形にして、それで全ての子どもたちを対象にした保育サービスをつくっていくという考え方です。

10%の消費税には、やるということのプラス・マイナスがあります。皆さんはそれから給料をもらう立場でもありますが、消費者でもあるわけですから、消費税が上がるということと、それから子どもたちの施策にお金がおりということと、どっちを選ぶか。そう簡単な話ではないです。最近になって、また新システムを作り上げるには更に3,000億ぐらいのお金が上乗せ分として必要であるということが浮上し、最近では1兆円と言われています。つまり7,000億円ではお金が足りなくなった。準備できるお金は、新システムの必要なお金への財政当局の了解によって決まってきます。最近話題になっている幼稚園の無償化問題では第3子は無料にして、第2子を半額にしようというような話も出ています。

第1子が幼稚園に入っている子どもを全員無償化にすると、ちょうど7,000億円要ると言われています。とするとそれに全額使うと、この保育制度改革が全くできないことになります。どっちにこれから転ぶのか。いずれにしても両方やってくれれば、1.4兆円あれば全部できます。

つまり、社会的承認を得るということが大事なのです。子どもたちのためにお金を使おうじゃないか。子育て家庭のためにお金を使おうじゃないか。これが、社会的な承認を得ていく考え方になっていくことが大事なことです。子どもの権利という視点の具体化にとっても予算を確保するということが大事なことです。

地域に基本的な子ども施策をつくる。「権利基盤型」という言葉が、国連子どもの権利委員会の文書ではよく使われるようになりました。社会的な承認を受けて、地域の基本的な施設や施策として整備するということです。

保育というのは、教育と同じように基盤整備であるべきです。子どもを育てる、子どもが育つ時の基盤なのだという考え方が必要だと思います。けれども今はどうでしょう。ニーズ対応型でしょう。ニーズがあるからその分だけを整





備するという考え方です。これを権利を保障するために基盤を整備していくという形に考えない限りは、結局女性の就労をどれぐらい欲しいとか、あるいは介護とかそういったところでどれぐらいの女性の労働力が欲しいのか、こういったものによって、保育所の量的な増減をしてきます。

そんなことで子どもの権利が実現されるわけがない。子どもたちにとって大事なことは、安定した地域の中に、家庭と家庭に代わる育つ場所があるということです。あるいは、子育てにとっても、安定したそういう場所が用意されていることがとても大事です。これが実は私が今日お話ししたい子どもの権利から考える全体像です。

さてここからは、子どもの権利条約というのは、どんなふうにしたことを整備してきたかというお話をします。昔こんなことを聞いたなというようなことがあるかもしれませんが、是非一緒に学び直してください。

4. 子どもの権利条約と日本

4-1. 子どもの権利条約を日本社会はどのように受け入れてきたか

まず、子どもの権利条約を1994年に日本は批准しました。もう今から20年近く前、来年、条約批准20周年を迎えます。

その間に、日本は少子化も克服できなくて、何度もこの子どものためのエンゼルプランや、あるいはこのほかの子ども子育て応援プランだとか、子ども若者ビジョンだとか子ども子育てビジョンとかできてきたわけです。そうやって一生懸命計画を具体的につくり、そして法律もここにありますように、ちょうど21世紀になる時を境に大きな変化がありました。

子どもたちの性については基本的には性を売買の対象にはしないということ、私たちは決めたのです。それが1999年のことです。これは人間の尊厳なのです。そして、2000年には児童虐待防止法や、あるいは2001年にはDV防止法。今までは家族の問題は家族の中で、あるいは性の問題、男女の問題というのは家庭外に出さないというルールでやってこられたものを、悪いことについては悪いと国家や社会が言うという日本の法制度をつくったのがこの時期だったのです。

日本は、21世紀に入らんとした時に、新しく子どもや子育て家庭に対する社会的な支援の方策を法律として定めたのです。その後も、見ていただくとお分



かりなるように、2000年に入ってからさまざまな家族というものに対する施策を作ってきました。その延長線に子ども・子育て三法の改正があります。

子どもの権利条約の特徴は、モニタリングシステムがあるということです。モニタリングとは何かというと、実際に行われている状況の報告を受け、それを国連の中で子どもの権利条約を担当する子どもの権利委員会が立ち上がり、そこで検証して常に実施状況を見直していくというシステムです。批准した国は国連にその取り組み状況を報告をし、その報告について、実態がどのようになっているかということとその国のNGOがコメントをし、そして必要な事項については国の政府に再度追加情報の提供をうけて、それをもとに国連で国の関係者を呼び公開審査をして、委員会が各国に対して総括所見という勧告を出していく。それを繰り返していきます。

日本はもう既に3回のモニタリングをしました。私は1回目、2回目、3回目ともに児童福祉の担当NGOの一員として、モニタリングに関わってきました。この中で一番最近、2010年に勧告が日本政府に出されました。その時に言われたことは多岐にわたりますが保育に関連することでは、子どもたちの出生登録や、子どもたちの代替的養護、要するに家庭で養育できなかった時に誰が養育するのかというようなこととか、障がいのある子どもたちへの教育の在り方、企業セクターの規制、子どもの貧困とか格差、包括的な子どもの権利法の整備などです。

国会でも子どもの貧困対策法が通りました。子どもの貧困というのは長く問題提起されてきていて、それを克服するために政策をつくっているのに、いまだに法律をつくらなければいけないほどに日本の貧困が深刻だということです。

そして、企業セクターや民間部門というもの、これを入り口で規制することはしてはならないことです。しかし、取り組まれていく中でどのように指導や規制をしていくのかというのは別の話なのです。入ってきた人に対してこれはやってはいけません、あるいはこういうふうにしてください、と責任を持ってやってもらうことは当たり前なのです。

それから、包括的な子どもの権利基本法を整備するということですが、日本では、個別児童福祉法などがありますが、子どもの権利を包括的に扱った法律はまだつくられていないのです。ようやく基礎自治体の中で少しずつ条例をつくる自治体が出てきています。先ほども大阪府の方とお話をした時に、大阪府





は子ども条例をつくっているのです、子ども条例にどんな施策が基づいてつくられているかということの検証をその委員会で行っていますとおっしゃっていました。条例があるということは、条例に基づき評価ができるということになります。条例に基づき施策をつくり、評価をすることができます。そして、評価をして検証をして、それを新たによりよいものにつくり上げていくことができるわけです。

こういった計画をつくったり、評価をしたり、検証したりする。これも条例を持っている自治体の一つの大きな成果であるし、やらなければならないことであるわけです。大阪府はそういった試みをされていると言われていました。現実にごこまでできているかというのは現場が検証することですので、ここは是非取り組んでいただきたいと思います。

4-2. 子どもの権利条約の内容

ここからは、子どもの権利条約をもう一回学び直してみましょう。

四つの一般原則を思い出してみましょう。第1は、あらゆる差別の禁止、第2条です。第2は子どもの最善の利益の確保、第3条です。第3が生命・生存および最大限の発達に対する権利、第6条です。そして第4が子どもの意見の尊重、第12条です。この中でも何よりも一番大事なのは生命の権利です。残念ながら子どもの生命すら、まだ日本では守りえていません。若者たちの自死が多くて、なかなか生き延びるということすらままならない社会になってしまっています。

このために建築ブロック、つまりどうやって地域や社会というものを具体的に変えていくかという国際ルールがつくられました。この国際ルールですが、ちょうど子どもサミットというのが2002年にアメリカで行われた時に、この「子どもにやさしいまち」の国際ルールというのが決められたのです。今からちょうど10年余り前のことです。私たちはいろんな計画をつくったりする時に、この九つの建築ブロックというのをいつも大事にしながら、この「子どもにやさしいまち」というのを具体化し、その結果として子どもの権利の実現に向かっているのです。

この権利の主体としての子どもについて、全部で54条にわたる子どもの権利条約は、いろんな形でこの子どもたちの持つ権利というのを記載しています。

幅広い条約です。

その中に、保育というのはどんな位置にあったのか思い出してください。

第3条は、子どもの最善の利益を定めた一般原則でした。その関連で第18条には「親は子どもの養育と発達に対する第一次的な責任を有する」と書かれております。その3項に「締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる」とあるわけです。私たちは国連へ日本が国際的に遅れているのは、子どもが必要な時に保育にアクセスできることが実現できていないということであり、これは大きな問題であると訴えてきました。

さて、このことに対して、乳幼児期の子どもの権利の実施ということに対して、国連の子どもの権利委員会はどのような視点でこれを具体化しなさいと言っているのかということをごここで話をしておきたいと思います。

4-3. 乳幼児期の子どもの権利の実現方法

子どもの権利委員会は、それぞれの国に対してはその国の課題を先ほどのようにモニタリングで示していくのですが、その活動自体を世界的にどう進めたらいいかというようなことを、ここにある一般的意見というもので討議したり、調査または討議をしたりして、そしてそれをまとめているのです。

その中に、2004年に出された一般的意見7号「乳幼児期の子どもたちの問題」があります。2004年9月、第37回の会議に、「乳幼児期における子どもの権利の実施」として出されています。このテーマで世界中から関係者が集まって、一般的討議を行い、2005年9月の40回の会議で一般的意見7号として採択されています。なぜこのテーマで一般的討議がされたかということ、子どもの権利条約は、世界最大の締約国を持つ条約ですが、乳幼児期の子どもたちの権利実現の状況に関わる情報提供が余りにも少ないということに対して、国連は問題があると考えたのです。

この検討の過程でこの問題はなぜ起きているのかという調査やヒアリング、あるいはそういった討議をした結果何が出てきたかということ、これまでの乳幼児期というのは「未熟な人間が成熟したおとなの地位へ向かっていく社会化の時期」と捉えられていた。今もそう捉えている人がいらっしやるかもしれない。子どもって未熟なものだ、乳幼児期は特に未熟なものだと捉えてきた。情報提



供が少ないということから、どうもそうしたことが事実でありそうだと捉えたのです。

これに対して国連は「人としてありのままに尊重される考え方に転換しなさい」、そして「貧困、差別、家庭の崩壊、権利侵害およびウエルビーイング、よりよい生活の阻害につながるその他の複合的困難状況に対して脆弱な時期だ」。乳幼児期というのは非常に貧困や差別や家庭の崩壊や権利侵害、あるいはよりよい生活への実現というものに対して、それを阻害していく要因につながっていく非常に弱い時期というように捉えなさいということとを主張したのです。

この乳幼児期の意見表明権というのは、「乳幼児にも権利の保有者として意見を表明する資格があり、その意見はその年齢および成熟度に従い、正当に重視されるべきである」というように書かれています。

赤ちゃんは泣くことによってノーという表現をします。嫌な時にはのけぞって嫌がるということならできます。そうすることによって、その人を拒否する事を表現するのです。私たちはその行為の中に何かあるということを感じ取らなければなりません。

また、乳幼児期の参加の権利についても小学生以降ぐらいの子どもだったらあることは当然だけれども、乳幼児期の参加の権利は分かりにくいので意識されにくくなります。

大人が子ども中心の態度をとり、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その尊厳や個人としての視点を尊重することを期待しています。大人が乳幼児の関心や理解の水準、その年齢にふさわしい理解の水準および意志疎通の手段に関する好みにあわせて自分たちの期待を修正することにより、忍耐と創造性を示すこともこれも必要であると、乳幼児期の子どもたちの参加の可能性を考えたのです。

4-4. 乳幼児期を支援することの価値

この乳幼児期について、大事な時期だから支援を手厚くしなければならないと国連やECDなど国際社会では言われています。アメリカでは乳幼児期に投下したお金というのは、後に何倍にもなって戻ってくるのか。他の年代の子どもに投下する価値と比較して、成長の過程で犯罪者や福祉サービス受給者等に





なる可能性を比較して、その価値を金額に換算する調査もされています。

先ほど述べました、今回子ども・子育て新制度の発足あたり1兆円のお金が必要ということについても、このことの重要性や必要性について社会的評価を得ていくためにはこういった調査研究によるデータが必要であるのです。

別の形では「すべての乳幼児が直面する独自の関心、経験、課題、すべての子どもたちが直面する課題、これを尊重することは、人生におけるこの重要な段階で乳幼児の権利を具体的に実現していくための出発点」と言われています。私たちは子どもたち一人ひとりが訴えていることに対して、まずイエスと言って受け止めよう。そこが子ども支援の出発点であると思います。

また、次の指摘は東日本大震災の日本社会では、特に重要になったと思います。「乳幼児の健康とよりよい生活は、いずれも有害な生活条件、ネグレクト(無視)、配慮に欠けたまたは虐待的な取り扱い、及び、人間の潜在的可能性を実現する機会、これを制限されることによって危険にさらされる」というのです。このことについて「とくに困難な状況下で成長する乳幼児に対しては特段の注意が必要である」と書かれています。私は被災地の子どもたちの状況は、このことを示唆していると思います。

大人たちが危機的状況である時に、子どもたちの安全で安心できる環境というものは常に後回しにされました。

ここで被災地での状況を例にして考えてみましょう。私は東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長として震災後活動をしてきています。その中で今でもそうなのですが、子どもたちの遊び場の多くには仮設住宅が建っていますので、子どもたちは遊び場のない地域や学校で暮らしています。また、放射能で汚染された福島の子どもたちは、屋外で遊ぶことができなくて、この蒸し暑い中、体育館の冷房をした中で運動しなければならないわけです。まさにこういった人間の可能性を育てる根幹の部分が壊されていくということが起きてしまっているわけです。

4-5. 子どもの権利の実現のために求められる大人の挑戦

こうした課題に対して、国連は「子どもの最善の利益の実現のために大人たちが挑戦をすることを」と求めています。

今までのままやっていたのでは、子どもたちの最善を実現できない。「参加





の権利を達成するためには、大人が子ども中心の態度を取って、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その尊厳および個人としての視点を尊重することが必要とされる。大人が、乳幼児の関心、理解水準および意志疎通の手段に関する好みに合わせて自分たちの期待を修正することにより、忍耐と創造性を示すことも必要である」としています。保育士は忍耐強く、一人ひとりの子どもの状況を把握することができないと子どもの権利の実現を具体化することはできず、子どもの最善の利益を実現するためには、大人が変わることが最も重要な方法であり、しかもそれは大変難しいので、「挑戦」であると言われるのです。

そして、大切なことは乳幼児の意見や気持ちを尊重することであり、そのためには乳幼児の発達の特性を大切にしたりした取り組みが重要であると言われています。「乳幼児はまわりの環境にきわめて敏感であり、自分の生活を彩る人々、場所、および日常についての理解を、自分に固有のアイデンティティーに関する意識とともに急速に獲得していく」というのです。

日常生活の中で子どもたちは、この獲得をしていきます。先ほどお話をしましたけれども、子どもたちはその月齢、年齢にふさわしい成長、発達をしていくわけです。赤ちゃんたちは泣くことであるいは、体中で表現をしていきます。その体中で表現することを受け止める力が大人たちにあるかどうか問われているのです。

多分皆さんご存じだと思いますけれども、虐待されている子どもたちの体というのは、ほとんどの場合は小さく華奢です。一定の成長発達というものを遂げるためには、やはり深い愛情と慈しみが無い限りは、成長発達はできないのです。ですから、体を大きくするという自体に、実は子どもたちは大人たちによる子どもの権利の尊重を求めているわけです。

他にもおむつをかえてもらわなかった子どもたちというのは、おむつをかえてほしいという要求をしなくなっていくですし、適切な離乳食やあるいはミルクを与えられなかった子どもたちというのは、徐々に食べる意欲や飲む力というものを失っていきます。ですから子どもたちがその年齢にふさわしい、月齢にふさわしい成長を遂げていくためには、大変な努力を保育士がしなければならないのです。

4-6. 子どもの権利条約を日本の法制度はどのように反映させたか



子どもの権利条約が日本で批准されたのが1994年、しかし日本の法律の中にはほとんど反映されなかったのです。97年の児童福祉法改正です。この時に保育が措置から契約になったということで、随分評判になった法律改正でした。施設入所の時に、子どもの意向の聴取をしますということがこの時に決められました。それから、児童虐待防止法の目的のところに「児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」という、そのくだりが入りました。

そして、ちょうど民主党政権の最後の頃にできました、この子ども・若者育成支援推進法。この中で、子どもの権利条約に関する記載というのがぎりぎり滑り込んだのです。これぐらいで、実際のところは子どもの権利に関する総合法もできなければ、総合的な視点というものが全てのものに入ったわけではない。今度の子ども・子育て3法の改正の時にも、そういった視点も絶対入れなければいけないと言いながら、議論のところではあったけれども、実際のところは何も入りませんでした。

これで大体今までのお話の中で、子どもの権利条約というものと、それから子どもの権利というものの具体化について大体話をしてきました。あと残されている時間で、これからの子どもの育ちや子育て支援に、この子どもの権利条約を生かしていくには何をしなければならないのかということについて最後にお話をしたいと思っています。

5. 子どもの権利条約を子育て支援に生かす

5-1. 保育所を地域での子育ての拠点として整備する

ここにおいでの方々は、保育の現場で、あるいは行政や現場でいろいろな活動をされている方たちが多いわけですが、今私はいつも思うのです。最初にお話したように、子どもの視点、言い換えれば子どもの成長発達の視点と、それから子育てを支援していくという視点、この両方が具体的に実現されるということが非常に重要なわけで、この両方がないとやっぱりどこか全体的でない支援が出てしまうわけです。しかも、誰のための施策なのだろうと思ってしまうものが作られてしまいます。

計画とか施策とかというのは、そこにその対象になっている人たちやその対象になる人たち、特に子どもたちにとって価値あるものでなければいけません。そこで仕事をしている人たちというのは一般的には大人たちなので、その





環境を整えることは自分たちでやるしかないのです。そこは自分たちの仕事としていい場所になるかどうかというのはその人たちの問題。私たちが問題にしななければいけないのは、そこで行われている保育のサービスの質の問題であるわけなので、それをよりよくなるように私たちは考えていかなければならないのです。

私は保育所の理事や、法人評議員もやって、自治体計画を作るのにも多数関わっているのですが、そこで暮らしている人たちにとって子育て支援として重要なことは、そこの保育がどのように整備されているかということです。

その時に子どもがそこでどのように育っていくかということが一番大事なことです。子どもがよく育っているということを実感できると、親というのはそこで、気持ちが楽になったり、うれしくなったり、あるいはほっとしたり、疲れが飛んだり、そういうふうにしていくものなのです。多分疲れが取れると子どもがかわいくなるというものも、あるかもしれない。

だから、保育士と親というのは、子どもを育てることの共有しかない。子どもを育てることの共有の中で親が親になるし、保育士が保育士として育っていく。その行為を共有しなければならないと思っています。この子どもや子育てというのは、保育所というところで皆さんが見ておられたり、例えば支援センターというところで見ておられたり、幼稚園で見ておられたり、いろいろなところで関わっておられます。

実はこの事業も、1970年代ぐらいまでだったら、子どもたちは保育所から帰って、家庭や、近所に遊びに行っている時間がありました。もう今では家庭へ帰って、そういった地域で遊ぶ時間はないのかもしれませんが。しかし、今改めて言われ始めているのが、ここ10年ぐらいでほとんどなくなってしまった、こういう地域生活をもう一回捉え直していかないと、これからの日本の社会の中で子どもが育たないのではないかということが言われているのです。言い換えると、子育てを手がかりにして、新しい地域の再生をしていくということが今の地域再生事業の大きな柱なのです。

私も60歳を超えてみると、何年も前のそういうことに何か先祖返りしているみたいな状態なのです。地域づくり住民運動、保育所作り運動というのを1970年代には必死になってやりました。そして、80年、90年ぐらいの頃に親たちが



長時間働いて、そしてバブルが崩壊していく中で、厳しい労働の中にみなが入っていったのです。皆さん驚かれるかもしれませんが今から20年ぐらい前、1994年に私がエンゼルプランをつくった時には、保育所を地域の就学前の子どもたちの18%整備するというのが目標だったのです。

2000年の前後に、その18%が大体克服できたが、次世代育成支援行動計画を作る過程で20%ぐらいにしなければいけないかもしれないと言いながら、見る見るうちに待機児がいっぱいいると言い出したのが2000年頃だったのです。今から10年前。今どれだけだと思いますか。大阪ってどれぐらいですか、こういうふうな整備率。ご存じですか。大阪府全体、どうでしょうね。東京都が実は今36%ぐらいなのです。東京都がね、大体。東京都の中で一番整備が進んでいる青梅市や福生市という、ちょっと山のほうの立川のほうの先のほうです。この青梅市が53.5%、福生市が52.4%です。すごいですね。就学前の半数を超える子たちが保育所に行っているのです。

今待機児が2013年4月の段階で934人東京一いると言われている、東京都の世田谷区ですけれども、ここでも就学前の乳幼児の30%まで整備しています。2007年度には1,667人であった保育所入園可能数を2013年には2,395人まで約700人分増やしてもまだ足りない。申込者数は2007年には2,590人から2013年には4,986人まで増えている。合計特殊出生率はほとんど1です。1.0幾つ、あるいは0.9幾つ、そんなぐらいしかない。それでも、保育所はどんどんつくらないと足りないのです。どうしてでしょう。一番大きいのは、低年齢から預けて働きたいのです。0、1、2歳の子どもを、家庭で育てられなくなっているから、保育所入所希望の割合が増えてきているわけです。

保育所を作ると同時に0、1、2歳児を、どう家庭で育てるかということも考えていかなければいけない。あるいは、地域でどう育てていくかということも考えなければならない。今後は先ほどもお話があったように、保育ママ、家庭的な保育やあるいは世界中で中心になっているのは、家庭デイケアと言われていますが、ちょっと大きめな家というような、そういうところで保育を展開していくことが、世界的潮流となっています。日本のように、赤ちゃんの時から大規模な施設で子どもを育てるなんていうことは、あまりしてないですね。

そういう意味で、今の世界的潮流からすれば、もっと地域でもっと家庭的な環境の中で子どもを育てていくということが、大事な視点であると私自身は





思っているわけです。それをしないと、いろんな問題が発生してきます。

例えば、孤立化ということを考えてみると、子どもを育てている家庭の中で、子ども自身が問題を持っているにもかかわらず、家庭の中だけで育てられていて、保護者が気付けないという家庭も多いです。

先ほど発達障がいの話がありましたけれども、親はなかなか気づけない。気付く機会がない限りは、気づけないと私は思うのです。幾ら知識だけ与えられても、何か変だなと思いながら、乳幼児はファジーなところ、グレーゾーンのところで子どもたちが育っていきます。

この子に障がいがあるのかないのかは分からないけれど、障がいのある子どもに接するように接してみるとうまくいくし、トラブルが回避できる。そんな工夫ができるのが、子育ての専門家である保育士です。子どもが抱える問題をひどくさせない。子どもたちに合わせていって見たら、半分ぐらいの場合は落ちついたかなということ、親たちにもこんな付き合い方したらいいのではということ、先生方は伝えていくわけです。

先ほど東京は大体30%ぐらいの保育整備率ですが、しかしまだ東京都全体では8,000人も待機児がいるわけです。先ほど53.5%の保育を持っている青梅市の話をしたのですが、私は10年余り10代で出産した親たちの支援の研究をしています。青梅市では、10代の親たちがほとんど保育所に入れているのです。10代で出産した親たちというのは、あまりちゃんとした仕事に就けてないわけです。そうすると労働時間で比較されると、入所の点数が低いのです。だから、待機児がいっぱいいるようなところでは実際入れないのですが、青梅市では5割以上も整備しているのです、ようやく入れるのですね。

だけど、前に大阪で大変悲惨な事件があったように、10代で出産して、そして不安定な就労や、水商売なんかで夜働いたりしたら、結果的にですけれども、保育所にも入れず子どもの養育が十分にできません。そういう人こそ保育所に来てほしいと思いませんか。入れてあげたいと思いますよね。しかし、それに今の入所基準が合わないわけです。就労の時間が長くて、正規雇用の人ほど点数が高くて保育所に入りやすいわけですから。10代で出産した親が入れるわけがないのです。

だから、私はもう少し保育所や支援センターがこういう子たちのために使える施設になってほしい。多分、皆さんが被差別部落で、解放保育をやってこら





れた時の思いというのは、まさにそこだったと思うのです。こういう地域だからこそ保育が必要なのだと。そして、保育所で親も子ども、その地域の子どもたちとして、親たちとして育てていく。それを助けていくのが、まさに保育そのものの役割なのだとと言われて、実践されてきました。実は今地域に家庭だけでは育てられない子どもたちがいっぱいいるのです。しかし、そういう子ほど待機児童となり、保育所に入れない。

仕事と子育ての両立支援と子育てを家庭ですするための福祉支援、保育所の受け入れの量が不足しているために、この両方の役割を果たせない保育所になってしまっています。これが今の大きい保育課題だと思っています。

5-2. 地域の子ども・子育ての実態を資料化する意味

後で皆さんにデータを見ていただけるといいのですが、この一番右の下のほうのところ、これが認定こども園、公立で認定こども園を四つ持っている神奈川県秦野市のこども園の子どもと子育て家庭の課題の現状です。公立施設には支援が必要な家庭の子どもたちが多いし、特に長時間の保育のところには多いです。こういう数字を少なくともどの園でも作ってみましょう。もう一つ、この地域の中で対象の子どもたちがどれだけいるかというのをを出してみると、保育所でどれだけ入れているかというところが分かってくるわけです。あるいは、地域の中にどれぐらい課題を抱えてそのまま放り出されている人たちがいるかということが見えてくるわけです。

市民、保護者、NPO、行政、この間私はいろいろな組み合わせを作って、子どもの支援方法を作り出すために議論をしてきました。けれども信頼関係に基づく議論ができず、子どものことが議論の外に行ってしまうのです。子ども・子育て会議というのも、恐らく課題はどこの団体が、あるいはどこの施設にいる保護者が幾らのお金をもらうか、どういう保護者が優先的に入れるか、どういう施設にどんな条件の労働条件の環境を用意するかとか、そういう話になってしまうのです。私はそうではなくて、ここの議論を是非今後の形としては、ここに子どもを中心に置いてほしい。これが私の願いなのです。





B 市立認定こども園を利用している子どもの短時間長時間別状況（2010.4.1現在）

区分	利用形態	Aこども園		Bこども園		Cこども園		Dこども園		計	
		長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間
認定こども園利用児	人数	3	0	4	4	3	1	5	3	15	14
	施設対応と受け入れ	7	5	10	0	3	4	15	12	35	27
外園児	人数	9	5	0	0	2	0	4	4	21	9
	世帯数	9	5	4	0	2	0	4	4	19	9
ひよこ班	人数	20	1	19	7	15	0	11	2	55	19
	世帯数	10	1	19	7	11	0	10	1	50	9
生活保護	人数	1	0	0	1	0	0	4	0	5	1
	世帯数	1	0	0	1	0	0	3	0	4	1
認定施設 課外	人数	7	3	0	5	2	4	8	2	23	14
	世帯数	5	3	0	5	2	4	8	2	21	14
計	人数	37	20	33	15	23	6	40	17	133	51
	世帯数									32.6%	20.4%
	長時間 人数									49	253
	世帯数	33	20	33	15	19	6	35	15	123	60
	長時間 世帯数									337	254
	(%)									30.6%	21.1%

5-3. 基礎自治体の努力

今度子ども・子育て会議の中で非常に重要なのは、例えば3歳になってからは、子どもの教育環境としての保育時間というように考えられるのかどうかです。親たちの労働時間と親たちのニーズと子どものニーズって、どうやって調整していくのかということが重要です。1990年頃までは、保育所で長時間保育すべきじゃないという議論がありました。社会と一体になって、もう私はコスト論だって使っていていいと思うのです。社会がどれだけのコストを子どもに払うか考えた時に、やっぱり12時間ずっと朝から晩まで保育所に行く子どもたち、つらいですよ。つらくないわけがない。大人だって8時間労働して入れかわるのに、子どもは入れかわらないのです。

子どもたちが長時間いる保育所をどうやったら、もっと居心地のいい場所にするだろう。それによっては、例えば、毎日8時間で施設型の保育はやめて、あとの4時間はどこかの本当に家庭的な保育のところに預かってもらう。そのほうが子どもにとって、夕方から夜にかけての憩いの時間というのを過ごせるかもしれないです。そうすれば、2人以上の保育士がいなければならないということで、開室に高いコストがかかる大きな建物にがらんと子どもが1人いる必要なんかないわけです。もっと子どもに即した保育のあり方ということを考えていいのではないかと思います。こういう子ども中心に、今までのシステム



を考え直すということをやったことなかったのです。

今度子ども・子育て会議は、基礎自治体ごとに考えていくわけですので、子どもの権利の視点に立って使える方法をつくっていくのが重要です。一つの例なのですが、私が関わっている東京都世田谷区、人口89万人ですから本当に一つの県ぐらいの人口があるところなのですが、そこで認可保育所に七つの保育ママ、保育室を運営してもらっているのです。その保育室には2人の保育士がいて、5人の3歳未満の子どもを預かってもらっています。その7室の多くは今回マンションにずっとつながって運営できているのです。鈴木さんの家、山田さんの家みたいな感じで。年齢ごとに5人ずつが暮らすお家があり、それぞれがベランダでつながっている状態なのです。

いい保育です。本園のほうから本当は副園長が担当なのですがでも園長がいつも来ているのです。0歳の子たちが歩き始めると、保育士のエプロンの裾を持って近所を歩く姿が見えるのです、母子一体感と昔言われましたけど、大人との安定した人間関係の中で子どもたちが育っていく時の家庭的な育ちというのが見えてきます。その子たちを見ながら、まだ世界から見ると日本の保育は考え方が硬直的なのではないか、多様な保育の形があるのではないかと思うのです。

世界には、例えば保護者たちが集まって保育をやっているプレーグループという、その親たちが週に1回ずつ保育に入って、あとの人たちを例えば雇用して、また統括だけを見てもらうとか、親だけでやっているところもあるのです。親が子育て力をつけるためにどうするかという、あるいは子どもたちが家庭的な環境の中で育っていくことをどう進めるか、そのように考えているわけです。日本って家庭が大好きなのですけれども、家庭的な環境を子どもに用意することが必要だと考えているのではなく、ただ家庭の中に閉じ込めることが大好きだという感じがします。

6. 子どもの権利を地域で支える拠点としての保育所

6-1. 地域で子育て家庭を支える

もう子どもを育てられない家庭もいっぱいあるのです。でも、子どもの権利条約がいうように、家族や家庭は、子どもたちにとってとても大切な場です。ただ単に家庭に置いておけばいいというわけではありません。閉じた家庭に置い



てしまったら、子どもたちを苦しい母親たちが閉鎖状況の中で育てていくわけですから、余計つらくなってしまいます。そこを私たちは新しい視点で切り開かなくてはいけないわけです。

この多問題家族、今皆さんの中にも苦心してらっしゃる方がいらっしゃると思います。家族の中に子ども、高齢者がいる。今までは高齢者がいると、ああ、おばあちゃんがいるからいいねと言いました。でも、そのおばあちゃんが病気になったらどうするのですか。要介護状態だったらどうするのですか。親族に障がいがある人、病気の人がいる家庭はたくさんあります。多文化の人がいる。その中で貧困が発生する。こういった多問題家族が、今の社会の中に大量に発生し始めてしまっている。

1970年代、80年代までだったら、被差別部落だけの施策として解放保育をやってもらっていてよかったのです。

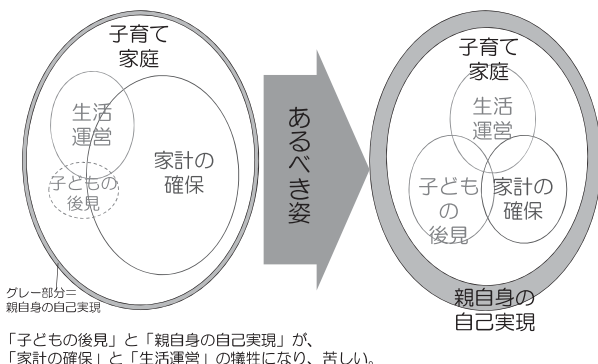
しかし、この被差別部落が抱えていた問題と同質の問題を抱えている家族が、地域にたくさんいるのです。先ほどの秦野市立認定こども園である長時間・短時間部には3割近い課題を抱えた子どもたちが保育されているわけです。

自立に向けようとしたら、その課題を自分たちで対応して自立できるようにしなさいということになります。こんなたくさん問題を抱えている家族に自分の力で問題を解決しなさいといってもできないのです。

私は今いろんな自治体で計画をつくったり評価をしているのですが、大事なことは、子ども・子育て会議ができようができまいが、地域で子育てをしている人たちというのはもっと協働するということです。そして、この多問題に対して何とか対応していかなくちゃいけない。そして、地域ごとに実施基準というものをつくっていかなければいけないし、地域の中での親の危機的状況というものを共有しながら、地域セーフティーネットをつくっていかなくちゃいけないと思っているわけです。これしない限りは、子どもの権利はとても守れないのです。

6-2. 親の自己実現を支える

子育て家庭の役割と、 親自身の自己実現のバランス



今の親たちの状況、この左側が今の状況で、具体的にはこのグレーの細い部分というのが親自身の自己実現という部分なのです。私が今関わっている10代の親の例をいえば非常によく分かると思うのですが、例えば15歳で出産した子を考えてください。まだ子どもとして遊びたいのです。当たり前です、15歳ですから。それなのに家計の確保にきゅうきゅうとする。そして、できるだけ働いて生活保護を少し補填してもらおう。そんな生活をするわけです。自分の未来を創造する力なんて持てるわけないし、そしてその中で唯一自分の憧れといえ、例えばもし今、夫やパートナーがいなければ、誰か彼氏できないかなあ、誰か子どもの面倒見てくれて、そして自分が楽になるような彼氏いないかなあと思うのは当たり前です。

私はいつもこの親自身の自己実現と、子育て家庭の家計や生活運営や子どもを一人前に育てていくという子どもの後見のここのバランスができる限り保てることが、実は先ほどの子どもの議論を真真中に据えることができる、これはある意味前提条件だと思っているのです。ここのバランスが欠けてしまうと、結局このばらばらの中では子どものことに気持ちを寄せることができない状況に追い込まれることになります。

親にはいろんな顔（役割）があります。でも、保育士たちのほとんどは、母



としての母親しか見てないのです。でも、母親には妻としての母という顔があったり、10代のママからいえば、子どもとしての母という顔があったり、あるいは社会の中でいえば、例えばマクドナルドの店員としての母というのがいたりするわけです。その総体として、その人はその子どもの母として存在しているわけです。

そこが捉え切れないと、母親を支援するということはできないのです。これは父も一緒です。保育所の中で見せている顔というのは、一面的なものなのです。しかし、例えば家庭の中で妻としての役割、夫としての役割がうまくいかなければ、子どもに悪い影響を与える。あるいは、先ほどの話です。まだ15歳の母親が子どもとしての自分自身のアイデンティティー形成ができてなければ、やっぱりまだ子どもとしてのその部分が形成できないことによって、いつまでたってもこの子どもの母になれない。

私たちは時に子どもとしての母に思いを寄せながら、その子どもの課題を引き寄せて母になるという一部分を支えていく。それをしなければならないのです。子どもの権利ということは、子どものよりよい生活ということを支えていくので、簡単なことではないです。権利というのは獲得していくものなのです。人権はもう人間生まれたからみんな持っているのです。しかし、権利というのはこの社会の戦いで勝ち取っていくものですから、子どもたち自身としても勝ち取ってきたものなのです。20世紀に子どもたちは勝ち取ったわけです。しかし、その勝ち取ったものが本当にこの21世紀の日本社会の中でどう実現できるか。これはやはり大人たちの努力にかかっているわけです。子どもは大人に支えられなければ暮らしていけません。子どもであるゆえんです。

残念ながら子どもたちが置かれている現代社会は、それほど安穏な状況ではありません。保育所に入れなければ、劣悪な環境の中に子どもたちは放り出されていきます。例えば、私が先ほど話しました10代の親たちは、就労自体が保育付きあるいは子どもを連れてきてもいいというアルバイトとか夜間のキャバクラです。認可保育所には入れてもらえないわけです。そうすると、子どもを育てて疲れてしまう。早く働きたいと言いたすのですが実は働きたいというのではなくて、子育てから逃げたいのです。

その子どもとの生活から逃げたいとなるとどうすると思います。お金なんかありませんから、結局は保育所付きのキャバクラに勤めるしかないわけです。



時間給2,000円くれるのだそうです。中卒の子にはあり得ない時間給でしょう。子どもがいても非難されないですし、同様な仲間がたくさんいます。まさに10代であることが肯定され、意味があるのです。キャバクラ嬢は20歳になったらやれないから、今のうちにやるわといます。私はせつなくてそんなことしていたら、20歳になったら仕事なくなるわよというのですが、彼女たちはあっけらかんと「これはこれよ」と言うのです。

私の希望は保育士になること。でも、高校も出てないから高校をまずは出さなきゃいけないです。母にも子にも子どもの権利の視点が必要になるのです。子どもの権利の二乗みたいな生活があるわけです。子どもが子どもを育てて、子どもが大人になると同時に、母親が大人になると同時に、子どもも大人にしなければならない。そんな難しい家庭だからこそ、子育て支援が必要なのですが、地域ではどこも支援をするところはないのです。

でも、公的な保育施設、児童福祉施設で支援できない状況に対して、里親会の方たちの中には、親子ごと里親で預かりましょうと言ってくださる方たちが出てきているのです。

私は市民に後は期待したいと思っています。この国の社会の制度は一体どうなるか分からない。しかし、やっぱり私たちがずっと願い続けていくことというのは必ず伝わっていく。だから、諦めないで私たちはこのバランスのとれた子育て家庭というのを支えてあげたい。それが子どもの権利を実現する社会というもの一番近道だと思っているのです。

6-3. 要支援家庭を地域で支える仕組み

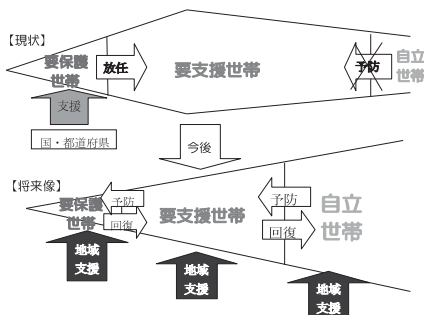
これは今私がとても大事にしている図なのですけれども、実はこの今の状況って、大阪もそうでしょう。もう日本中そうなのです。この要支援の世帯が、これちょっとひよろ長いのですが、もっと本当はこの要支援のところメタボ状態で膨れ上がっているのです。もう要保護のところから子どもが非行、少年院に入っていたのが、そのまま放り出される。虐待で児童養護施設にいた子どもがそのまま地域に放り出される。乳児園にいた子がそのまま放り出される。もう全部放任されているわけです。しかも、自立していたところが本当にブロックするものがなくて、例えば離婚したらすぐに要支援移行になってしまう。こんな状態なわけです。これを何としてでも地域支援によって自立に向けていく、





それが実は子どもの権利の視点から私たちがしなきゃいけない教育的支援であるし、保育支援なんだと思っているのです。

子育て世帯の地域での暮らしを支える 予防と回復支援の構築



5

私は本当に今日久しぶりにこの大阪に来て、皆さんのような本当に解放保育をやってこられた方だからこそ分かっていただけと思って、今日お話ししに来ました。家庭支援ってそういうものだったはずなのです。そして、それを地域できちんともう一回改めて考えるということをやってこられたはずなのです。それを実は今度子ども・子育て会議は、実現しなきゃいけないのです。その時に共通すべきこの言葉って何か、みんなで一緒にできることって何かといたら、私は子どもの権利の視点であると、子どもたちのためにみんなで力を合わせよう、そのことが多分唯一です。

例えば、1億円のお金を幼稚園と保育所と認可外がどう分けるのか。大人だけの議論でやったら、こんな分けられるわけがないのです。でも、その時に先ほど言いました、一番困っているところにきちんとお金を出して、そしてそこにきちんと人手をつけていく。そして、子どもたちの最善の利益を実現するための教育や保育を実現していく。それこそが私たちがやらなければいけない課題であるし、今後実現しなければいけない保育だと思います。

私の時間は終わってしまいましたので、是非皆さんの今後の保育に期待したいと思います。どうもありがとうございました。

